

令和6年度介護報酬改定 Q&A集(大牟田市)

連番	サービス種別	項目	質問	回答	参考資料	
					文書名	問番号
1	73小規模多機能型居宅介護 77看護小規模多機能型居宅介護	認知症加算	「認知症介護実践リーダー研修等修了者を認知症高齢者の日常生活自立度Ⅲ以上の者が20人未満の場合は1以上、20人以上の場合は1に、当該対象者の数が19を超えて10又は端数を増すごとに1を加えて得た数以上配置」とあるが、認知症介護実践リーダー研修等の等は具体的に何を指すのか。 市が独自で行っている「大牟田市認知症コーディネーター養成研修」は該当しないのか。	認知症介護実践リーダー研修、認知症介護指導者養成研修、「痴呆介護研修事業の実施について」(平成12年9月5日老発第623号)及び「痴呆介護研修事業の円滑な運営について」(平成12年10月25日老計第43号)において規定する専門課程を指します。 また、「令和6年度介護報酬改定に関するQ&A(Vol.1)」の問22において、「本加算(認知症加算)制度の対象となる認知症介護実践リーダー研修については、自治体の実施又は指定する研修としており、研修カリキュラム、講師等を審査し、適当と判断された場合には認められる」となっています。 本市が実施しています「大牟田市認知症コーディネーター養成研修」の目的及び研修カリキュラムを審査した結果、認知症介護実践リーダー研修に相当すると判断いたしましたので、「大牟田市認知症コーディネーター養成研修」を修了している者の配置は本加算の取得要件に該当します。 その他の研修については市で協議が必要になりますので、研修の概要が分かるものを持参のうえ事前に相談してください。	令和6年度介護報酬改定に関するQ&A(Vol.1)	21,22,23